

人事訴訟事件における戸籍通知等に関するQ & A

問1 どうして戸籍通知が必要なのですか？

(答)

現在、家事事件では、離婚、離縁その他戸籍の届出又は訂正を必要とする事項について、調停が成立したときや家事審判が確定したときに、その旨を戸籍事務管掌者に対し通知すること（以下「戸籍通知」という。）しています（家審規143条等）が、人事訴訟事件においても同様に戸籍通知の規定が設けられました（人事訴訟規則（平成15年最高裁判所規則第24号。以下「新規則」という。）17条、31条、35条）。

すなわち、仮に人事訴訟の確定判決があっても、当事者がそれを届け出ない限り、戸籍上の記載訂正等を要する身分関係が戸籍には反映されないということになってしまいますが、そのように届出を懈怠しているような事態は、戸籍の機能に照らして望ましくないといえます。そこで、戸籍事務管掌者は、裁判所からの戸籍通知によりそういう事態を把握して、届出をしない当事者に対しては催告等の手続（戸籍法44条）をとり、戸籍が真実の身分関係を反映するように対処することにしています。

問2 どのような場合に、戸籍通知を行うのですか？

(答)

①戸籍の届出又は訂正を必要とする事項（例えば離婚）について人事訴訟の判決が確定した場合（新規則17条）、②離婚又は離縁の訴えに係る訴訟において和解（これにより離婚又は離縁がされるものに限る。）又は請求の認諾が調書に記載された場合（新規則31条、35条）に、戸籍通知を行う必要があ

ります。

る訴訟においても、新法37条、44条の規定が適用されます（新法附則3条本文）。

問3 人事訴訟法（平成15年法律第109号。以下「新法」という。）施行の際に地方裁判所又は高等裁判所に係属している人事訴訟の判決が確定した場合等にも、戸籍通知が必要ですか？

（答）

これまでの人事訴訟事件では、戸籍通知の制度はありませんでした。しかし、新規則の施行（平成16年4月1日）により、新法施行の際に地方裁判所又は高等裁判所に係属している人事訴訟事件^(注1)についても、戸籍の届出又は訂正を必要とする事項についての判決が確定した場合に戸籍通知をしなければなりません^(注2)。新法施行の際に地方裁判所又は高等裁判所に係属している離婚又は離縁の訴えに係る訴訟において、和解（これにより離婚又は離縁がされるものに限る。）又は請求の認諾が調書に記載された場合^(注3)にも、同様に、戸籍通知をしなければなりません。

（注1）新法2条により定義された人事訴訟事件であり、現行の人事訴訟手続法下のいわゆる準人事訴訟事件を含みます。

（注2）新規則の施行前に、戸籍の届出又は訂正を必要とする事項についての人事訴訟の判決が確定した場合においては、戸籍通知を行う必要はありません。これは、戸籍通知制度の趣旨からして、戸籍通知は判決確定後速やかに行われる必要があるところ（問7参照）、新規則の施行前には判決確定の後速やかに戸籍通知の事務を行うことができないし、判決確定の日から相当日数が経過している場合にまで、戸籍通知を行う必要は乏しいものと考えられるからです。したがって、新規則の施行後の確定判決について戸籍通知を行うことになります。

（注3）新法施行の際に地方裁判所又は高等裁判所に係属している離婚又は離縁の訴えに係

問4 どのように戸籍通知をすればよいのですか？

（答）

新規則においても戸籍通知の方式等について特段の定めはありませんが、家事事件における戸籍通知と同様の方式等によることでよいと考えられます。家事事件においては、裁判所書記官が作成した通知書^(注1)に、調停調書や審判書の各原本を添付して、戸籍事務管掌者へ通知していますので、人事訴訟事件の戸籍通知においても、同様に、通知書に判決書原本等を添付することになると考えられます^(注2)。

戸籍通知をしたときは、その旨及び通知の方法を記録上明らかにしなければなりません（民訴規4）。

（注1）この通知書については、特に定まった様式はありません。

（注2）家事事件の抗告審における戸籍通知については、高等裁判所又は家庭裁判所のいずれの裁判所書記官が行うべきかという問題がありますが、少なくとも人事訴訟事件の控訴審における戸籍通知については、戸籍通知の目的に照らして判決が確定した場合等に早期に行うことが求められること、控訴審が読審構造を探っていることを踏まえると、高等裁判所の裁判所書記官が行うのが相当であると考えられます。

問5 通知書に添付する判決書原本等は、いわゆる省略原本でもよいのですか？

（答）

離婚又は離縁の訴えに係る訴訟の戸籍の届出については、判決書（調書判決を含む。）や和解調書、認諾調書のうち、戸籍に記載すべき事項以外の記載を

省略した謄本（いわゆる省略謄本）を添付して差し支えないとする通達が法務省から発出される予定です。したがって、戸籍通知に添付する判決書謄本等もいわゆる省略謄本でよいことになります⁽⁴⁾。しかし、離婚及び離縁の訴えを除いた人事に関する訴えに係る訴訟、例えば、実親子関係不存在の確認の訴えに係る訴訟などにおいては、その訴訟の結果によっては関連する戸籍を訂正する必要が生じる可能性があることから、その判決の主文に至った理由等を省略することなく、判決書謄本を添付して戸籍通知を行うことが相当であると考えられます。

（注）「調停による離婚の届出には、戸籍法第77条により、その謄本を添付しなければならないが、調停条項には戸籍の記載に關係しない事項もあるので、いわゆる省略謄本でも差支えない。なお証明文の例は次のとおり。「右は謄本である。但し、戸籍に記載すべき事項以外の記載を省略した。」とされています（昭和34年7月9日第53回戸籍事務連絡協議会協議結果（家月11巻11号175頁）参照）。

問6 どこの戸籍事務管掌者へ通知すればよいのですか？

（答）

人事訴訟の判決が確定した場合等の当該人事訴訟に係る身分関係の当事者の本籍地の戸籍事務を管掌する者（市区町村長）へ通知することになります。例えば、離婚の訴えに係る訴訟であれば、夫婦の本籍地の戸籍事務管掌者となり、認知の訴えに係る訴訟であれば、親子それぞれの本籍地の戸籍事務管掌者となります。

問7 いつ戸籍通知をするのですか？

（答）

当事者が本来すべき戸籍届出期間（戸籍の届出を要する事件については、戸籍法63条、73条、77条等により、人事訴訟の判決が確定した日などから10日以内の届出が要求されています。）の関係⁽⁵⁾から、人事訴訟の判決確定等の後、速やかに戸籍通知されることが必要です。

（注）なお、戸籍の訂正の申請については、戸籍法116条により、判決が確定した日から1か月以内にしなければなりません。

問8 戸籍通知に要する費用は、どこから出せばよいのですか？

（答）

家事審判・調停事件の戸籍通知の場合（昭和31年7月9日付け家庭甲第104号家庭局長通知）と同様に、当事者が予納した郵便切手を使用するのではなく、国庫の負担で通知することになります。

問9 戸籍通知をした事件については、当事者からの戸籍届出は不要ですか？

（答）

戸籍通知がされたとしても、当事者は、判決による離婚等の届出をしなければなりません（戸籍法63条、73条、77条等）。したがって、裁判所書記官としては、判決言渡し時や和解成立時等に、当事者に対して、戸籍届出が必要であることを伝えることが相当です。

問10 人事訴訟事件については、誰が戸籍届出をするのですか？

(答)

戸籍法63条(77条等で準用)において、「訴えを提起した者」が届け出なければならないと規定されているので、人事訴訟の判決が確定した場合はもちろんのこと、離婚又は離縁の訴えに係る訴訟において和解が成立し又は請求の認諾があった場合にも、基本的には、原告が届出義務者となります。

なお、反訴の提起があった事件において和解が成立した場合、本訴又は反訴のいずれも取り下げられないときには、本訴原告(反訴被告)、反訴原告(本訴被告)の双方が届出義務者になると解されます。

また、和解において、「被告の申出により」とする条項を定めることにより(問14参照)、被告からも戸籍届出ができることになります。

問11 当事者が戸籍届出をする際に必要な書類は何ですか？

(答)

確定判決に係る戸籍通知の場合は、判決書原本^(注1)と確定証明書^(注2)が必要です。また、和解や請求の認諾に係る戸籍通知の場合には、和解調書又は認諾調書の各原本が必要となります。それらの省略原本でも足りると考えられます。

(注1) 離婚や離縁の訴えに係る訴訟の場合には、判決書の省略原本でもよいと考えられることについては、問5を参照してください。

(注2) 戸籍の身分事項欄に裁判の確定日を記載することになるので、当事者からの申請により発行する確定証明書は、「〇年〇月〇日の経過により確定」とするのではなく、「〇年〇月〇日確定」とするのが相当であると考えられます(昭和30年3月8日民事・家庭甲一民事局長、家庭局長通知)。

なお、確定日については、民事実務講義案II 184頁を参照してください。

問12 調査判決や和解調査、認諾調書を作成するときの留意事項はありますか？

(答)

通常の民事訴訟において作成するときと基本的に同様となります。ただし、調査判決や和解調査、認諾調査については、例えば、口頭弁論期日において和解が成立した場合には調査の標題部に「第〇回口頭弁論調査(和解)」と記載するなど、調査の冒頭の括弧書きにおいて、訴訟の終了事由を記載することとされていますが、裁判所からの戸籍通知や当事者からの戸籍届出に際して添付される資料となりますので、市区町村の戸籍係の職員が一見してどのような書類かを理解できるようにするために、訴訟の終了事由の記載の脱漏がないように注意してください。

問13 認諾調書における請求の表示について、何か留意する必要がありますか？

(答)

認諾調書における請求の表示については、請求の表示を調書に記載するか、訴状等の写し(請求の趣旨及び原因など)を別紙として調書に添付することが相当であると考えられます^(注)。

和解調査の場合のように、例えば、「請求の趣旨及び原因は訴状のとおりであるからこれを引用する。」とし、訴状等の記載を引用すると、認諾した請求の内容が調査だけからは明らかにならないといった問題点があり、相当ではないと考えられます。

(注) 離婚及び離縁における戸籍の届出又は戸籍通知に際しては、当事者の表示、認諾文言及び請求の趣旨のみで戸籍に記載すべき事項は明らかとなるため、請求の原因の記載を省略し

た認諾欄書の原本でよいことになります（問5参照）。

（離縁）の請求認諾」と記載されることになる予定です。

問14 離婚又は離縁の訴えに係る訴訟において和解が成立した場合の和解条項については、どのようになりますか？

（答）

家事調停による離婚（離縁）における調停条項^(注1)に倣って、「原告と被告は、和解離婚（和解離縁）する。」又は「原告と被告は、離婚（離縁）する。」とすることが相当であると考えられます^(注2)。

（注1）なお、条項作成に当たっての留意事項としては、家庭裁判資料第180号「家事調停条項事例集（新訂）」17頁（注3）を参照してください。

（注2）なお、現在の家事調停の場合と同様に、和解による離婚（離縁）においても、下記の取扱いが考えられます。

- 「原告と被告は、被告の申出により離婚（離縁）する。」との条項で、被告からも離婚（離縁）の届出ができる（昭和43年9月14日民事甲第3041号法務省民事局長回答）。
- 「被告は、離婚（離縁）により本籍を○○として新戸籍を編製する。」との条項で、原告が離婚（離縁）の届出をする場合、被告（復氏者）の申出がなくても被告の新戸籍が編製される（昭和55年1月18日民二第680号法務省民事局長通達）。

問15 和解や認諾の場合には、戸籍にどのように記載されるのですか？

（答）

戸籍法施行規則や戸籍記載例が改正され、和解による離婚（離縁）の場合は「離婚（離縁）の和解成立」、離婚（離縁）請求の認諾の場合は「離婚